# 歌 野 参詣 特定景観 形 地 域



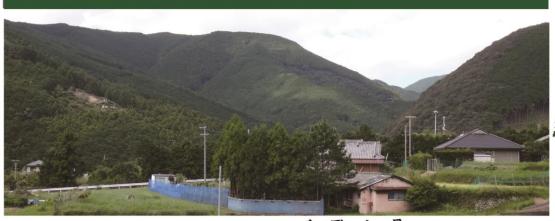
文化財的価値を持つ熊野参詣道 (中辺路)



熊野参詣道(中辺路)と一体となり 文化的景観としての価値を持つ眺望景観



暮らしの営み によってつくられた集落景観



和歌山県



# 目 次

第1章	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の指定1
1 2 3	和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み
第2章	良好な景観づくりの手法6
1	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の景観形成基準の解説
第3章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項31
1 2	届出対象行為

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の田辺市域の部分は、田辺市が景観行政団体になったため、平成29年3月より田辺市に移行しています。当ガイドラインでは、田辺市に移行された部分と一体的となって、引き続き、良好な景観づくりを行っていくため、記載内容には、田辺市域の部分も含まれています。

## 第1章 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の指定

## 1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

平成 16 年 6 月に景観法 (平成 16 年法律第 110 号) が制定され、景観規制誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが用意されました。

また、本県では、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全・活用が必要となっています。

このような情勢を踏まえ、平成20年4月に和歌山県の景観施策の骨格となる和歌山県景観条例を施行するとともに、平成20年度には景観法に基づく県下全域(景観行政団体である市町村の区域を除く)を対象とした和歌山県景観計画を策定、施行し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。その中で、平成21年に熊野参詣道(中辺路)を、平成23年に高野山町石道周辺を、平成25年に熊野参詣道(大辺路)を、平成27年に熊野川周辺をそれぞれ特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施してきました。

また、平成28年10月の世界遺産追加登録を受け、平成30年に串本町内の「新田平見道」や那智勝浦町内の「清水峠」「二河峠」などを対象に熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域を拡大し、令和元年にかつらぎ町内の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を対象に高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大しその名称を高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域に変更し、また令和2年に橋本市及び九度山町内の「高野参詣道 黒河道」を対象に、高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域に指定しました。

#### ■和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

年	取り組み
平成 16 年	景観法の制定(国)
平成 16 年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成 20 年	和歌山県景観条例、和歌山県景観計画を策定
平成 21 年	特定景観形成地域に「熊野参詣道(中辺路)」を指定
平成 23 年	特定景観形成地域に「高野山町石道周辺」を指定
平成 25 年	特定景観形成地域に「熊野参詣道(大辺路)」を指定
平成 27 年	特定景観形成地域に「熊野川周辺」を指定
平成 28 年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成 30 年	熊野参詣道 (大辺路) 特定景観形成地域を拡大
令和元年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大し、その名称を高野参詣道(町石
	道)特定景観形成地域に変更
令和2年	特定景観形成地域に「高野参詣道(黒河道)」を指定

## 2 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域

熊野三山に至る熊野参詣道のうち、田辺から本宮、新宮、那智に至る山岳路が「中辺路」(なかへち)と呼ばれ、特に平安時代から鎌倉時代に皇族貴族が延べ100回以上も繰り返した「熊野御幸」では、中辺路が公式参詣道(御幸道)となっていました。

経路沿道には、熊野詣の道中、熊野の御子神を祀り難行苦行の信仰の道をつなぐために設けられた神社・「熊野九十九王子」が数多くみられ、その中でもとりわけ格式が高い五体王子とよばれる滝尻王子や発心門王子などがあります。また、近年「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録されるなど多くの来訪者の目に触れる場所でもあり、和歌山県を代表する景観の1つとなっています。

このため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域」 として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の 特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとします。

## 3 良好な景観の形成に関する方針(熊野参詣道(中辺路))

#### ①文化財的価値を持つ高野参詣道(黒河道)を保全する

・熊野参詣道(中辺路)沿いに点在する史跡などとともに、永きにわたって熊野三山への参詣 道として往来が積み重ねられてきた文化財的な価値を持つ熊野参詣道(中辺路)の景観を 保全する。

#### ②熊野参詣道(中辺路)と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

・古道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインや林業の営みにより永い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観および集落と背後の山林・農地が一体となった景観は文化的景観としての価値が重要であることから、熊野参詣道(中辺路)から望む眺望景観を保全する。

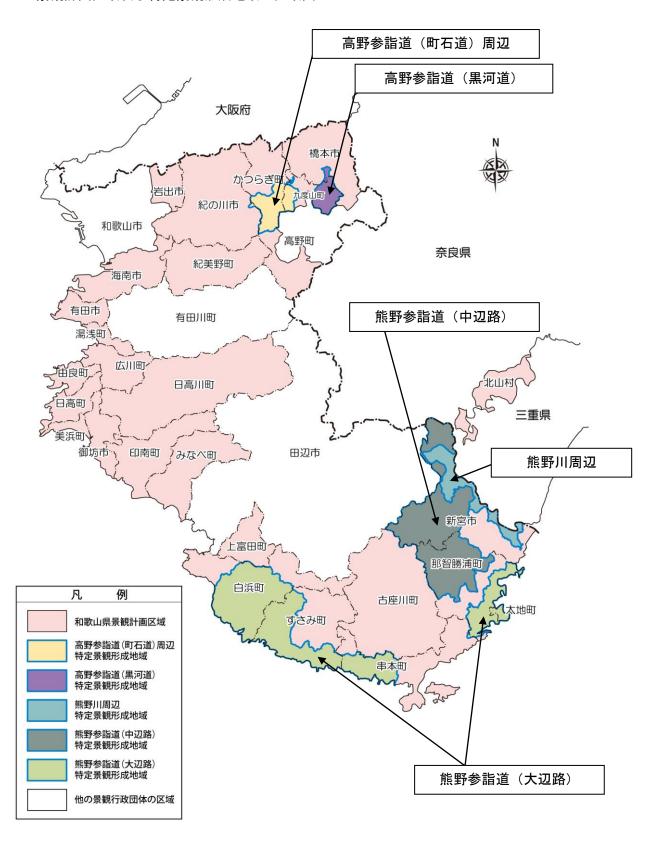
#### ③熊野の地へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

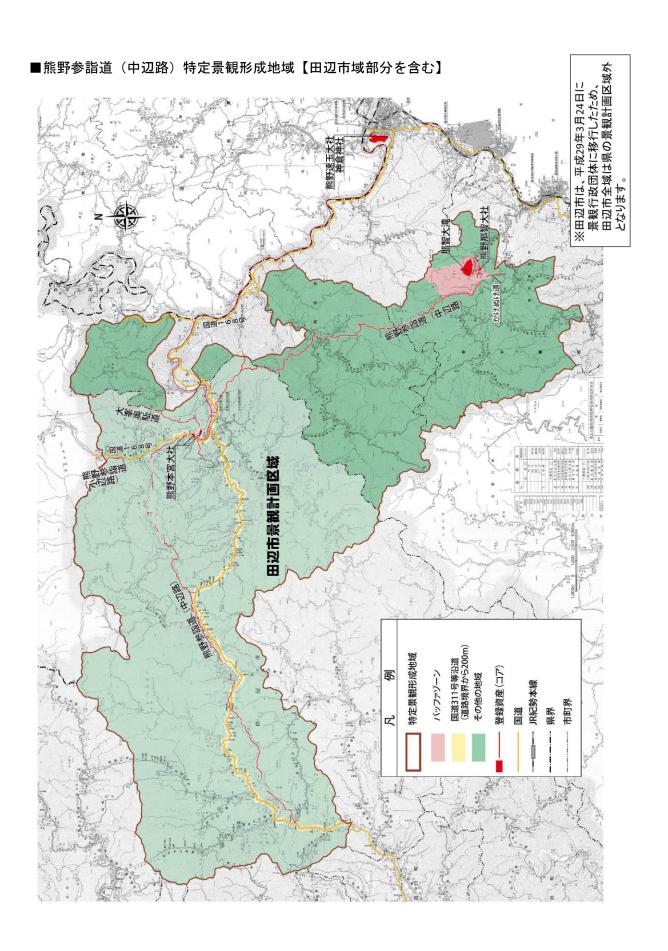
・主要なアクセスルートであり、熊野のイメージを形成する上で重要な役割を果たす国道 311号の沿道は、熊野参詣道(中辺路)の世界遺産登録区間に連続し、一体的に文化的景観 を形成する重要な景観であり、地域の景観の価値を損なわないよう景観を保全する。

#### ④暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

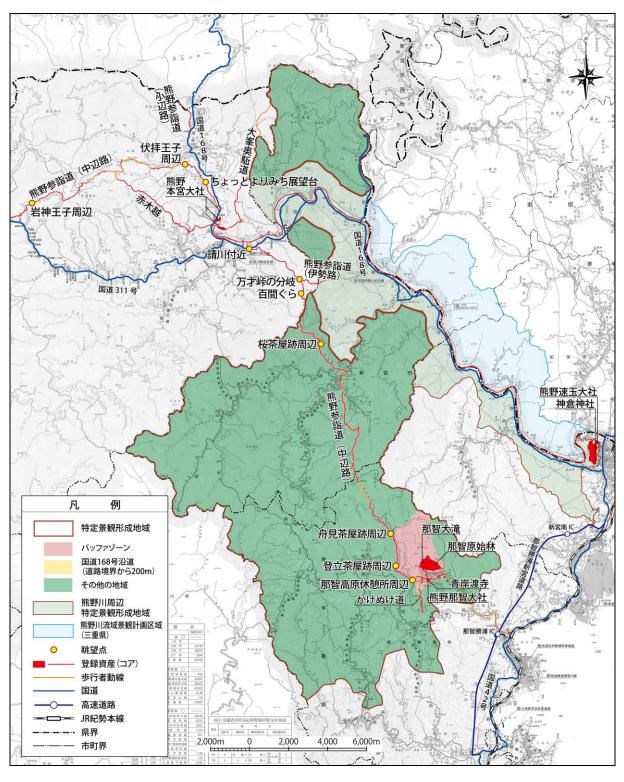
・古道と関わる人々のくらしの営みによってつくられてきた固有の景観を有する地域内の 集落景観を保全する。

#### ■景観計画区域及び特定景観形成地域の区域図





#### ■熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域【和歌山県景観計画対象部分】



# 第2章 良好な景観づくりの手法

この章では、良好な景観づくりに向けた手法として、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域において定められた景観形成基準の内容について、詳細に説明します。

## 1 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の景観形成基準の解説

景観形成基準は行為の内容ごとに定めており、以下の構成となっています。

特定景観形成地域においては、地域の特性に応じてより詳細な基準を設定しており、それぞれ の項目に追加する基準を設けています。

個々の景観形成基準の解説を次ページ以降に示します。

行為の内容	基準の項目
(1)共通事項	
(2)建築物又は工作物の新築(新設)、増	A 位置・規模
築、改築若しくは移転、外観を変更するこ	B 形態・意匠
ととなる修繕若しくは模様替え又は色彩	C 色彩
の変更	D 素材
	E 緑化
	F その他
(3)開発行為、土地の開墾その他の土地の	A 位置·規模
形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を	B 緑化
除く)	
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	A 位置·規模
	B 緑化
(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源	A 位置·規模
その他の物件の堆積	B 方法
	C その他
(6)水面の埋立て	位置・規模

#### 【コラム:熊野参詣道(中辺路)における景観特性の読み解き】

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の指定にあたっては、その地域の特性を踏まえた上で よりきめ細かな景観形成を図ることとしています。ここでは、その熊野参詣道(中辺路)特定景 観形成地域を例として、景観特性の読み解き方について解説します。

#### ○景観特性を4つに分類

熊野参詣道(中辺路)におけ る景観特性を把握するにあたっ て、景観を見る場所(視点場) と、見る主体(人)の関係から、 以下の4つの要素に分類し、そ れぞれの要素で景観の現況と課 題を整理しました。

#### ①熊野古道及び沿道の景観

世界遺産として登録された文 化財的価値を認められた景観 を有しています。

#### ②熊野古道から望む景観

古道からはるか遠くの山々や 河川、集落を望むことができ、 古道と一体となった文化的景 観を形づくっています。

#### ③主要道路沿道の景観

国道 311 号は熊野の地へとい ざなうアクセスルートとして の景観を形づくっています。

#### ④集落及びその近傍の景観

農林業を生業とした暮らしの 営みが積み重ねられ、周囲と 一体となった美しい景観をつ くっています。

見る場所 見る主体 (視点場) (人)

熊野古道から

①熊野古道及び沿道の景観

古道とその両側の景観 (世界遺産のコア・バ ッファゾーン)



古道上の眺望点から見

地元住民や来訪者が見る

える範囲 (可視領域) の景観



③主要道路沿道の景観

国道沿道から見える-定距離の範囲の景観



道路や集落周辺などの 地元住民が見る

主要道路から

日常生活の場から

④集落及びその近傍の景観

集落や周囲の里山、農 地など一体となった景

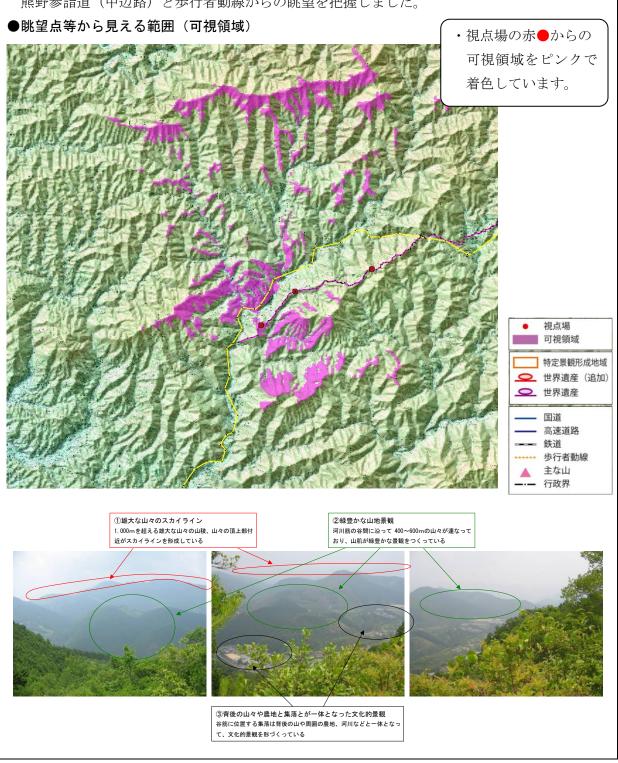


## 【コラム:景観特性の詳細調査】

景観の特性を分類した上で、その景観の特性や課題等を調査等で詳細に把握し、「守るべきも の」を明らかにしていきました。

## ①眺望点等から見える範囲(可視領域)の分析

熊野参詣道(中辺路)と歩行者動線からの眺望を把握しました。



#### 【コラム:主要道路沿道の景観の分析】

主要道路(国道 311 号)沿道の景観については、沿道に立地する建築物・工作物・広告物等が主要な景観の構成要素となっており、それらがどのような状況にあるのかを詳細に把握する調査を和歌山大学の協力を得て実施しました。

具体的には、調査範囲を設定し、その範囲内の建築物・工作物・広告物等について、一つつつ写真で撮影し、その特徴(階数、構造、屋根の形状、外壁の素材・色彩など)について記録の上、それらを分類し特徴を把握しました。





建築物等の調査

→行為を計画する際にも、あらかじめ敷地の周辺の建築物等の状況についても把握しておく と、周辺との関係も計画へと反映することが可能になり、より質の高い景観形成を行うこと ができます。

## (1) 共通事項

## ■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

〇古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として 極力保全すること

## 〈基準のねらい〉

熊野参詣道(中辺路)のバッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)は、主に、コアゾーン(登録遺産)として指定されている古道の沿道や、沿道に位置する王子・王子跡・一里塚、茶屋跡の周辺、さらに熊野本宮大社・熊野那智大社などの参詣地の周辺に指定され、古道と一体となった空間を構成し、文化財的価値の高い貴重な景観を形成しています。

そのため、古道そのものとあわせてその周囲の一体となった景観を極力保全し、後世へと継承 していく必要があります。





登録資産と一体となった景観

#### 〈具体的な配慮の内容〉

・バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)では、現状の景観を保全するため、行為は生活上必要な 行為に限るなど必要最小限にとどめます。

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

○熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよ う周囲の景観との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号は熊野古道、あるいは河川と平行して山間を縫うように整備された幹線道路であり、 沿道には住民の家屋のほか、店舗、広告物などが立地し、特に多くの人が訪れる熊野本宮大社周 辺には、店舗等の集積が見られます。地区内の居住者のほか、熊野参詣道(中辺路)を訪れる観 光客の大半がこれらの国道を利用しており、熊野の地へといざなうアクセスルートとして重要な 役割を果たしています。

そのため、沿道の建築物や屋外広告物により、古道を含めた一体としての地域の景観の価値が 損なわれないよう、周囲との景観の調和を図っていく必要があります。





熊野の地へといざなうアクセスルートとしての景観

#### 〈具体的な配慮の内容〉

・沿道に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

#### ■その他の地域

〇古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、そ の景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

古道は山の尾根線に沿って続いており、山地の頂上部などからははるか遠くまでの雄大な眺望が得られ、北は果無山脈(旧龍神村と旧中辺路町の町村界)、南は旧大塔村の百間山、法師山、大塔山等まで続きます。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景である文化的景観が評価されていることが大きな特徴です。また、熊野は自然崇拝の地としての神秘性を保っており、周囲の自然の景観と一体となってこそ価値を持つものです。そのため、霊場・参詣道だけではなく、眺望できる範囲を含めた一体的な景観を保全していく必要があります。





古道からの眺望景観

#### 〈具体的な配慮の内容〉

・行為を行う際は、熊野古道の主要な眺望点からの眺望について事前にチェックを行うとともに、 眺望を妨げることのないよう位置・規模や形態・意匠等に配慮します。 (2)建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

#### A 位置·規模

■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

#### (周辺景観への配慮)

〇高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されています。一部集落内を貫通している場所もありますが、もともと地域にあった平屋建ての民家等を中心に構成されています。また、本宮町の熊野本宮大社前の国道沿いも一部バッファゾーンとして指定されていますが、基本的に高さ13メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーン (世界遺産緩衝地帯) においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、 景観上大きな影響を及ぼす高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超える規模の行 為は行わないこととしています。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な位置・規模とするようにして下さい。





バッファゾーンに立地する建築物等

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

#### (景観構成要素への配慮)

〇石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること

#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号の沿道に建ち並ぶ既存の家屋には、石垣、庭木、植え込みなどが効果的に配されて

おり、うるおいや季節感を演出するまちなみのアクセントとなっています。また、切り立った地 形を上手く活用するために作られた石積も特徴的な構成物の一つで、時間の経過により趣を見せ ています。

行為地にこれらの特徴的な景観の構成要素が存在する場合は、既存の集落の作法にならって極力保全し、景観形成に活かすことが必要です。





国道 311 号沿道の石垣、庭木、植え込みなど

#### (沿道からの眺望への配慮)

○道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること

#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号は河川 (富田川) の谷筋に沿った形で道が通じており、周りは切り立った傾斜の山々に囲まれているため、道路の先に背景の山なみが遠望できます。また、低層の家屋等が沿道に連なって配置されており、山なみの構成する稜線と沿道の家屋の家並みが揃った景観構造となっています。

道路沿道の近景に圧迫感のある建築物等が設置された場合は、これらの山なみへの眺望を妨げることとなるので、背景となる山なみを著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。





国道 311 号からの眺望

#### ■その他の地域

#### (山稜のスカイラインの保全)

〇熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない 位置及び規模とすること

#### 〈基準のねらい〉

熊野参詣道(中辺路)の主要な眺望点として、以下の2つの視点により設定しました。

- ・昔から周囲が見渡せたという話が残っているなど、地域住民や語り部の方々に大切に受け継がれた、いわれのある地点
- ・観光パンフレット等で眺望が得られる場所として紹介されており、多くの人が訪れると考えられる地点

これらの眺望点からは、1,000mを超える雄大な山々の山稜や頂上部付近が形成するスカイラインを一望することができ、これらの風景を目の当たりにしながら往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するために、熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見た時に外周囲山稜が形づくるスカイラインから突出しない位置・規模とする必要があります。



高原霧の里からの眺望



伏拝王子付近からの眺望

#### B 形態·意匠

#### ■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

#### ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されています。一部集落内を貫通している場所もありますが、基本的にはもともと地域にあった平屋建ての民家等を中心に構成されています。また、本宮町の熊野本宮大社前の国道沿いも一部バッファゾーンとして指定されていますが、基本的に高さ13メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーン (世界遺産緩衝地帯) においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、 周辺景観に著しい影響を及ぼす行為 (周辺との関係を無視した突出した形態・意匠を有する建築 物等の設置など) は行わないよう求めるものです。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な形態・意匠とするようにして下さい。

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

〇熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてま とまりのある形態及び意匠とすること

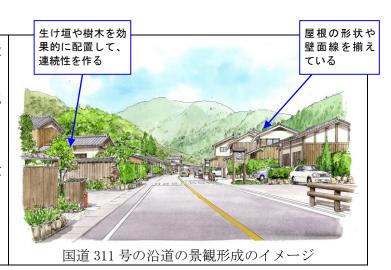
#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号沿道にあっては、熊野参詣道(中辺路)の眺望点や国道沿道から見た時に、既存の 建築物等と調和し、まとまりある形態・意匠とすることが必要です。

国道沿道は平屋・2階建ての低層の家屋が中心であり、眺望点や国道沿道から見た時に極端に目立つ建築物等はありません。連続性のある沿道景観を保つため、現在立地する家屋等と調和した形態・意匠とすることが求められます。

#### 〈具体的な配慮の例〉

- 周囲の建築物と高さや壁面の位置をそろえる。
- 周囲の建築物と屋根の方向や勾配をそろえる。特に、背景となる山なみとの関係に留意する。
- ・塀や生け垣などの設置によって敷き際の連続性を作る。



#### ■その他の地域

〇熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること

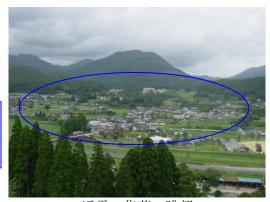
#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーン・国道 311 号沿道以外で行為を行う際も、その行為地が熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見えるかどうか、についてチェックが必要です。視界に入る場合には、その行為が目立つことが無いよう、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすることが必要です。

#### 〈具体的な配慮の例〉

● 熊野参詣道(中辺路)の眺望点から目立たないような形態・意匠とする(屋根形状を工夫する、外壁等を周辺の山々となじむものにする、など)。

過度に大きい規模の建築物がなく、山なみに囲まれた美 しい眺望が望める



近露の集落の眺望

#### C 色彩

#### ■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

#### ○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されています。一部集落内を貫通している場所もありますが、基本的にはもともと地域にあった平屋建ての民家等を中心に構成されており、目立った色彩の建築物は立地していません。

また、本宮町の熊野本宮大社前の国道沿いも一部バッファゾーンとして指定されていますが、 沿道整備とあわせた建て替えの際に周囲の景観となじむよう暖色系を中心とした外壁とするよう に誘導を図っており、一定の統一感をもったまちなみが形成されています。

バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、 周辺景観に著しい影響を及ぼす行為(過度な色彩を有する建築物等の設置など)は行わないよう 求めるものです。





バッファゾーンの建築物等

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念 上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色による こととされている場合は、この限りでない。

色相	彩度
0.1R~2.5Y	6 以下
上記以外	4 以下(無彩色含む)

#### 〈基準のねらい〉

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域に立地する建築物等は、大半が民家や生活のための施 設となっています。

バッファゾーン以外で建築物等が主に立地する国道 311 号を対象として、建築物等の色彩調査 を実施した結果、大半の物件が上記の彩度の範囲に収まる結果となっています。そのため、既存 の建築物等との調和の観点から外観の基調色の範囲を設定しており、この範囲内で周辺と調和する色彩を選定して頂くことになります。

建築物等を計画する際には、あらかじめ市販されている色見本等を用いて、使用を予定している色彩が基準に適合するかどうかを確認するようにして下さい。また、基準との適合とあわせて、 実際に周辺の景観と照らしあわせた検討も行うようにして下さい。





国道 311 号沿道は落ち着いた色彩の建築物が中心

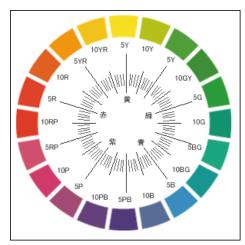
## 【コラム:マンセル表色系】

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。これは日本工業規格 (JIS) に基づく 色彩の表示方法で、色相 (赤、青、黄色などの色合い)、明度 (色の持つ明るさ・暗さの度合い)、 彩度 (色の鮮やかさの度合い) の3つの属性によって、色彩を表示します。

例:

 5 Y R
 3
 /
 4

 色相
 明度
 彩度

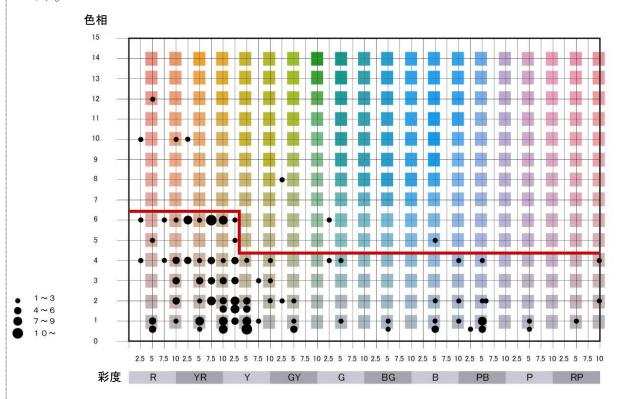


マンセル表色系

#### 【コラム:国道311号沿道の建築物の色彩】

国道 311 号沿道に面する建築物の色彩を調査したところ、下の表のような分布となりました。 これを見ると、大半の建築物が、色相  $0.1R\sim2.5Y$  は彩度 6 以下、それ以外の色相は彩度 4 以下の範囲(図中の赤い線)内に収まっていることが分かります。

周辺との調和の観点から、この範囲の色彩を基調として建築行為を行うように配慮を求めるものです。



※彩度の表では、実際の明度にかかわらず、全ての明度を7と固定しているため、実際の色彩と 異なります。

#### ■その他の地域

・追加基準なし

## D 素材、E 緑化、F その他

#### ■全地域

• 追加基準なし

#### (3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

#### A 位置・規模

#### ■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

- ○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること
- ○地区の景観に著しい改変が生じないようにすること
- ○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。 もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、土砂の流出のおそれが無いよう適切な措置を講じる必要があります。

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

○熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号は幾重にも連なる山なみを背景とした沿道景観が特徴となっています。そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、開発行為等を行う場合には、国道沿道からの見え方とあわせて、熊野参詣道(中辺路)の眺望点からの見え方にも配慮した形での景観形成が求められます。





国道 311 号からの眺望

#### ■その他の地域

#### ○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

熊野参詣道(中辺路)の主要な眺望点(5ページ参照)からは、1,000mを超える雄大な山々の 山稜や頂上部付近が形成するスカイラインを一望することができ、これらの風景を目の当たりに しながら往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するため、行為地が熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。

#### 〈具体的な配慮の例〉

・熊野参詣道(中辺路)の眺望点から目立たないような位置・規模とする。



近露の集落付近の眺望

行為を行う際は必要最小限にとど める。



伏拝集落付近からの眺望

● 行為地の周辺に緑化を施すなど、 眺望点からの見え方や周辺との調 和に配慮する。



緑豊かな眺望景観

- B 緑化
- ■全地域
  - 追加基準なし

#### (4) 土石の採取又は鉱物の掘採

#### A 位置・規模

#### ■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

- 〇期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとど めること。
- ○景観に著しい改変が生じないものとすること。
- 〇跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。 もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、行為が終了した場合は跡地の整理に関する計画に基づき速やかに復元等の措置を講じる必要があります。

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

○熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号は幾重にも連なる山なみを背景とした沿道景観が特徴となっています。そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、土石の採取等を行う場合には、国道沿道からの見え方とあわせて、熊野参詣道(中辺路)の眺望点からの見え方にも配慮した形での景観形成が求められます。





国道 311 号からの眺望

#### ■その他の地域

#### ○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

熊野参詣道(中辺路)の主要な眺望点(5ページ参照)からは、1,000mを超える雄大な山々の 山稜や頂上部付近が形成するスカイラインを一望することができ、これらの風景を目の当たりに しながら往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するため、行為地が熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見える場所にある際は、 特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。

#### 〈具体的な配慮の例〉

● 熊野参詣道(中辺路)の眺望点か ら目立たないような位置・規模と する。



近露の集落の眺望

● 行為を行う際は必要最小限にとど める。



とがの木茶屋へ向かうルート付近からの眺望

● 行為地の周辺に緑化を施すなど、 眺望点からの見え方や周辺との調 和に配慮する。



緑豊かな眺望景観

## B 緑化

## ■全地域

追加基準なし

#### (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

#### A 位置・規模

#### ■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

#### ○景観に著しい改変が生じないものとすること

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、物件等の堆積を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないように する必要があります。

#### ■国道 168 号沿道(道路境界から 200m)

〇熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

国道 311 号は幾重にも連なる山なみを背景とした沿道景観が特徴となっています。そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、物件の堆積等を行う場合には、国道沿道からの見え方とあわせて、熊野参詣道(中辺路)の眺望点からの見え方にも配慮した形での景観形成が求められます。





国道からの眺望

#### ■その他の地域

#### ○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること

#### 〈基準のねらい〉

熊野参詣道(中辺路)の主要な眺望点(5ページ参照)からは、1,000mを超える雄大な山々の 山稜や頂上部付近が形成するスカイラインを一望することができ、これらの風景を目の当たりに しながら往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するため、行為地が熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。

#### 〈具体的な配慮の例〉

・熊野参詣道(中辺路)の眺望点から目立たないような位置・規模とする。



近露の集落の眺望

・ 行為を行う際は必要最小限にとど める。



とがの木茶屋へ向かうルート付近からの眺望

● 行為地の周辺に緑化を施すなど、 眺望点からの見え方や周辺との調 和に配慮する。



緑豊かな眺望景観

## B 方法、C その他

## ■全地域

追加基準なし

## (6) 水面の埋立て (バッファゾーンのみ)

#### A 位置・規模

■バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

〇規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとどめること

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、水面の埋立て等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

# 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

# 1 届出対象行為

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区分		規模			
		バッファ ゾーン	国道168号沿道 (道路境界から 200m)	その他の地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは 移転、外観を変更することとなる修 繕若しくは模様替え又は色彩の変更		全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超	
善工設改は観る修はは更 若作、築移をこ繕模色 の築し、更なしえの は対するく又変	①製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物 で次に掲げる用途に供するもの・アスファルトプラント、クラントートプラントその他 これらに類するもの・自動車車庫の用途に供するもの・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの・太陽光発電施設	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超	
	②広告塔、広告板、装飾 塔、記念塔その他これ らに類するもの	全ての行為	全ての行為	高さ13m超	
	③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超	
都市計画法第4条第12項に規定する開 発行為		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		全ての行為	全ての行為	2,000㎡超	
水面の埋立て		全ての行為	_	_	

# 2 行為の制限の基準

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。(<u>○は熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準</u>)また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成 29 年 4 月)」についても参照すること。

対象行為	項目		行為の制限の基準	
		バッファゾーン	国道 168 号沿道(道路境界から 200m)	その他の地域
共通事項		<ul> <li>○古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul> <li>○熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	る場合にはそれらとの調和に配慮すること。
建築物では ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	規模	(周辺景観への配慮) ○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 (景観構成要素への配慮) ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (眺望への配慮) ・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 (その他) ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	<ul> <li>(景観構成要素への配慮)</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>(沿道からの眺望への配慮)</li> <li>○道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>(その他)</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。
	形態・ 意匠	<ul> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul><li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li><li>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li><li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li></ul>	・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 〇外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、ま	

対象行為	項目	行為の制限の基準			
		バッファゾーン	国道 168 号沿道(道路境界から 200m)	その他の地域	
建築物又は工作 物の新築 (新 設)、増築、改築	素材	<ul><li>できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li><li>できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li></ul>			
若しくは移転、 外観を変更する こととは模様替 え又は色彩の変 更 (続き)	緑化	<ul><li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li><li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li><li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li></ul>	<ul><li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。</li><li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li><li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li></ul>	<ul><li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li><li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li><li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li></ul>	
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方			
開発行為、土地 の開墾その他の 土地の形質の変 更(土石の採取 及び鉱物の掘採 を除く)	位置・ 規模	<ul><li>○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。</li><li>○地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。</li><li>○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。</li><li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li><li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li></ul>	<ul><li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li><li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li><li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li><li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li></ul>	<ul><li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。</li><li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li><li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li><li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li></ul>	
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移	植し修景に活かすこと。		
土石の採取又は 鉱物の掘採	位置· 規模	<ul><li>○期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上で、必要最小限にとどめること。</li><li>○景観に著しい改変が生じないものとすること。</li><li>○跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。</li></ul>	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、 周辺との調和を図ること。	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。	
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和し			
屋外における土 石、廃棄物、再 生資源その他の 物件の堆積	位置· 規模	○景観に著しい改変が生じないものとすること。	・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 ○熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、 周辺との調和を図ること。	<ul><li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li><li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。</li></ul>	
	方法	<ul><li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</li><li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li></ul>			
ルエの畑ナマ			- North Change O (Cale 4女/V19-W1 立 C を		
水面の埋立て	位置• 規模	○規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみた上 で、必要最小限にとどめること。			

# 和歌山県景観ガイドライン

熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域

令和5年3月

発行・編集 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 TEL 073-441-3228 FAX 073-441-3232 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/